

**新規規制に関する事前評価書**  
 < 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄の禁止
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 電話番号： 03-5521-8246 e-mail： KAIYOU02@env.go.jp
評価実施日	平成19年2月20日
政策目的	油、有害液体物質等又は廃棄物(以下「廃棄物等」という。)の海底の下への廃棄を原則として禁止することにより、海洋環境の保全を図る。
規制の内容	何人も、次のいずれかに該当する海底下廃棄である場合を除き、廃棄物等の海底下廃棄をしてはならない。 海底及びその下における鉱物資源の掘採に伴い発生する廃棄物等の海底下廃棄であって、基準に適合するもの 二酸化炭素が大部分を占めるガスの海底下廃棄であって、環境大臣の許可を受けてするもの 根拠条文等： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律案第18条の7
規制の必要性	海底下廃棄については、海底地形の改変を招くことが多く、また、廃棄物等が海底下の地層中に留まることから、当該廃棄物等の海洋への漏えい等による海洋環境への影響のおそれが継続し続ける処分方法であることを踏まえれば、海洋環境の保全を図るため、海底下廃棄を厳に抑制する必要がある。
期待される効果	海底下廃棄を原則禁止とすることで、海洋環境の保全が推進される。
想定される負担	海底下廃棄が禁止される廃棄物等については、陸上処分その他の海底下廃棄以外の方法による処分をしなければならない。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、海底下廃棄を原則禁止とせず、海底下廃棄された廃棄物等の海洋への漏えい等による海洋汚染の防除措置を確立することが考えられるが、防除措置を講じたとしても、一定程度の海洋汚染はまぬがれないこと、廃棄場所が海底の下であることから、防除措置を講じることが容易ではなく、また防除措置のために膨大な費用がかかること、現在、我が国における廃棄物等の海底下廃棄の実績がなく、また海底下廃棄の実施費用が高額であることから、今後も、地球温暖化対策としての二酸化炭素の海底下廃棄以外の海底下廃棄が見込まれておらず、禁止による社会経済的な影響を勘案する必要性が低いことを踏まえれば、改正案がより合理的であると考えられる。
備考	廃棄物等の海洋投棄に関する規制を国際的に強化するロンドン条約議定書においては、海洋環境の保全を図るため、廃棄物等を海底の下に廃棄することを原則として禁止するとともに、例外として、許可を受けて実施する二酸化炭素の海底下廃棄を認めている。なお、海底鉱物資源の探査、開発及びこれらに関連する沖合における加工から直接に生じ、又はそれらと関連を有する廃棄物その他の物の処分及び貯蔵は、同議定書の適用を受けないこととされている。
レビュー時期	本規制を創設する規定の施行後5年を経過した場合に行う。